

意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
1. 項目	コンテナ型データセンターの活用促進
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>コンテナ型データセンターは、建築基準法上「建築物」に該当する可能性が高いといわれている。この場合、設置場所に基礎を設ける必要がある、容易に移動が出来ないなど、本来のコンテナ型の特性を生かせない規制が課せられる。</p> <p>また、消防法の規制で消火設備などの設置が必要で、これらがクラウドサービスの提供コストに転嫁される可能性もある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	建築基準法、消防法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>これらの規制を緩和し、コンテナ型データセンターの設置を容易に行えるようにすることで、クラウドコンピューティングサービスの普及を加速させることが可能になると考える。</p> <p>現状、構造改革特別特区にコンテナ型データセンターの設置を提案する動きがあるが、まだ特区に限られている。特区以外への拡大を加速させることが重要と考える。</p>